

出雲市農業委員会（第1期）第19回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成31（2019）年1月25日 午後1時30分 ～午後3時00分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 庁議室

3. 出席委員（21名）

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	原 孝治
津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見	塩野 一男
持田 守夫	遊木 龍治	河原 基	佐藤 さゆみ	若槻 博美	勝田 茂
高橋 忠男	勝部 隆司	江角 隆雄			

4. 欠席委員（3名）

落合 光啓 小村 伸治 板垣 房雄

5. 提出議題

〔1〕報 告

報第52号 会長専決処分の報告

報第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第54号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

〔2〕議 案

議第125号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第126号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第127号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第128号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第129号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第130号 非農地証明について

議第131号 非農地通知について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。欠席委員を報告し、出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号16番 遊木龍治委員と17番 河原基委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第52号会長専決処分の報告、報第53号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第54号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

初めに報第52号「会長専決処分の報告」をいたします。

先ず、第18回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件、農地法第5条5件については、1月10日開催の島根県農業会議第34回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。都市計画法に基づく開発行為の許可が未済の1件を除く、農地法第4条1件、農地法第5条4件を、常設審議委員会当日の1月10日付けで許可決定しております。

また、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要で、開発行為の許可と合わせて許可した案件、農地法第5条1件については1月24日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

続いて、報第53号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

西村主事 それでは、報第53号について、説明します。報告資料の1ページから4ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号315番から332番の18件の通知がありました。解約事由は、貸人の都合によるものが2件、借人の都合によるものが2件、耕作者の変更によるものが9件、農地法第3条申請によるものが2件、農地法第5条申請によるものが2件、中間管理事業への変更が1件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議 長 報第54号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林主事 それでは、報第54号について、説明します。報告資料の5ページ以降をご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第172番から第181番までの10件でした。取得事由は、10件全てが相続です。

また、受付番号第175番・177番については、あっせん希望がでており、担当農業委員さんに相談をしています。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、1月16日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました但、ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。

議第125号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課農地利用調整係から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第125号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、1月31日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、481筆、674,491.55㎡、うち新規の設定が95筆、154,908.00㎡、再設定が386筆、519,583.55㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄、52筆、77,246㎡です。また円滑化事業分が、3ページの左上の表の合計①欄、80筆、135,688㎡であり、中間管理事業分が、3ページの右上の表の

合計①欄、349筆、461,557.55㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、266筆、313,474.95㎡、うち新規の設定が58筆、81,558.00㎡、再設定が208筆、231,916.95㎡です。

この内訳は相対分が2ページ右下の表の合計②欄、28筆、36,760㎡、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、186筆、218,097.95㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、52筆、58,617㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。747筆、987,966.50㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

79ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び79ページと80ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へと売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、27筆、34,922.91㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、12月25日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は以上です。

議長 それでは、議題となっております議第125号のうち、20件が農業委員関与案件となります。

そのうち、9番神田伯委員の関与案件が、9ページの1300-283番から10ページの1300-285番、11ページの1300-289から12ページの1300-294番、14ページの1300-300から16ページ

の1300-305番、17ページの1300-308から18ページの1300-310番の18件となります。20番勝田茂委員の関与案件が28ページの1300-342番の1件、17番河原基委員の関与案件が79ページの1500-33番の1件、以上となります。

では、最初に9番神田伯委員の関与案件18件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番神田伯委員が除斥となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。

そうしますと、議第125号のうち、9番神田伯委員の関与案件18件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第125号のうち、神田伯委員の関与案件18件の先議案件を承認します。ここで、神田委員の除斥を解除いたします。

続いて、議第125号のうち、20番勝田茂委員の関与案件1件を先議案件とします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、20番勝田茂委員が除斥となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。

そうしますと、議第125号のうち、勝田茂委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第125号のうち、勝田茂委員の関与案件1件の先議案件を承認します。ここで、勝田委員の除斥を解除いたします。

続いて、議第125号のうち、17番河原基委員の関与案件1件を先議案件とします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番河原基委員が除斥となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。

そうしますと、議第125号のうち、河原基委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第125号のうち、河原基委員の関与案件

1件の先議案件を承認します。ここで、河原委員の除斥を解除いたします。

続きまして、議第125号のうち、先程の先議案件20件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見はないものと認めます。

そうしますと、議第125号のうち、先議案件20件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第125号のうち、先議案件を除くすべての案件について承認します。

次に、議第126号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 それでは、議第126号農地法第3条の規定による申請について説明します。出雲市農業委員会（第1期）第19回総会議案の1ページ、申請書事由別説明書の左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転の申請が13件ありました。

個別の事案について説明します。議案の2ページ以降をご覧ください。なお、備考欄に記載のあるものについては、先月12月の総会で別段面積が設定されたものになります。

受付番号80番です。譲渡人は県外在住で耕作不便であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が自己所有地と一体的に田として耕作される計画です。

受付番号81番です。申請地は狭小な農地であり耕作が難しいため、譲渡人に代わり耕作してきた受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人が自己所有地と一体的に畑として引き続き野菜を栽培される計画です。

受付番号82番です。譲渡人は遠隔地に転居したことから耕作不便となったため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人やその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号83番です。譲渡人は高齢による労力不足のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員がそれぞれ田や畑として耕作される計画です。

受付番号84番です。譲渡人は農業経営を縮小するにあたり、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号85番です。譲渡人は県外在住により耕作不便であるため、申請地

隣接の居宅とともに受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜等を栽培される計画です。

受付番号８６番です。譲渡人は高齢による労力不足であるため、申請地隣接の宅地に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後も受人が引き続き畑として野菜を栽培されます。

受付番号８７番です。譲渡人は労力不足により、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号８８番です。譲渡人は遠隔地に在住し耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号８９番です。譲渡人は遠隔地在住による耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号９０番です。譲渡人は労力不足のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号９１番です。譲渡人は労力不足のため、近隣に居住する受人に贈与するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号９２番です。譲渡人は労力不足のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

以上受付番号８０番から９２番については調査書に記載してありますとおり、農地法第３条第２項各号不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

 そういたしますと、議第１２６号農地法第３条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１２６号を承認いたします。

 次に、議第１２７号農地法第４条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは議第127号、農地法第4条の申請について説明します。
議案書は6ページ、参考資料は1ページから4ページになります。今月は2
件の申請がありました。このうち、説明基準に該当する案件はありません。
なお、2月開催予定の第35回常設審議委員会に諮問する案件はありません
でした。
また、説明案件基準には該当しない事後案件が1件ございましたので、簡単
に説明いたします。
受付番号58番の案件は、平成元年に隣接の宅地に車庫を建築した際、当該
農地にはみ出していたものです。
農地法の知識が十分になく無断で転用してしまったもので、悪意はないもの
と判断しました。事業者には始末書の提出を求め、再び同様のことがないよう
指導をしております。
その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願い
いたします。
今回申請のありました全2案件につきましては、農地法第4条第6項の規定
による不許可の要件には該当しないものと認められます。
これで説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。
それでは、議第127号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及
び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手、全員と認めます。
よって議第127号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。
次に議第128号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認
について、及び関連がございますので、議第129号農地転用事業計画変更申
請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

日野主任 それでは、議第128号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は7ページから10ページ、説明資料は1ページから6ページ、参考資料は5ページから38ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が18件、使用貸借権の設定が1件で合計19件提出されております。今月の説明案件は2件ございます。

なお、2月開催予定の第35回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは1件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。

議案書7ページの受付番号89番についてご説明いたします。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は、JAしまね斐川地区本部から南に100mにある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,128㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。所要面積は4,980㎡です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲地8区画を造成する計画です。

また、本案件は、北隣（平成30年10月24日許可）の宅地分譲地2,852㎡と併せ、計4,980㎡が都市計画法29条第1項に規定する開発許可の対象となっており、転用許可日は開発許可日と同日になる予定です。資金計画につきましては、所要資金額2,805万2千円で、これに対する資金調達には、全額借入金で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書9ページの受付番号259番についてご説明いたします。

説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は、出西コミュニティセンターの東約250mにある畑です。転用目的は『共同住宅』です。転用面積は1,552㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業計画者は、市内で不動産業を営む法人です。この度、申請地を取得し、共同住宅2棟を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億3千万円で、これに対する資金調達は、自己資金5百万円、借入金1億2千5百万円で賄う計画で、計画者の預金通帳および融資証明を確認しています。

続いて、議第129号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。

議案書は11ページ、参考資料は17ページから18ページ、21ページから22ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が2件提出されております。なお、今月併せて5条申請を伴う計画変更につきましては、位置図等の参考資料は5条申請の欄に併せて載せています。

事業計画変更については、今月分の説明案件はありません。事業の概要につきましては、議案に記載しておりますのでご確認ください。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が3件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧で確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請19件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 それでは、議第128号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第129号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第128号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第129号を決定いたします。

次に、議第130号非農地証明について、を議題いたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第130号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の12ページ及び説明資料7ページから8ページをご覧ください。今月は1件の申請がありました。

申請地は、斐川町直江の田、136㎡です。説明資料の7ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料8ページの現況写真をご確認ください。

申請地は、山林と溜池に囲まれた日当たりの悪い農地であり水の確保も難しいため、20年以上前から耕作されず現在は原野となっています。

現地確認は1月8日に江角農業委員、上野推進委員、及び事務局職員で行っています。

申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、相続以外の権利関係等の異動はございません。本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 担当農業委員さん、補足はございますか。

江角委員 1月8日に現地確認を行いました。場所は資料のとおりでございます。該当地付近に溜池がございまして、水を確保するためにはここからポンプアップをする必要があるという立地状況でございます。水はけが悪く、かなり耕作状況が悪い土地であり非農地証明やむなしということで確認をいたしました。以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 それでは、議第130号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって議第130号は承認いたします。

次に、議第131号非農地通知について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議案の審議に入ります前に、本年度の非農地判断について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。平成30年度の出雲市内の非農地判断につきましては対象地区としましては、湖陵町の江南地区、字としましては畑

村、常楽寺、三部、二部これらの地区に対して非農地判断を行いました。対象農地としましては、現状が山林または原野となっている農地になります。この中には登記地目が農地というものと、登記地目が山林・原野でありながらも以前は耕作されていたということで現況判断をした際に田や畑となっていて台帳上は農地として管理しているものも含まれます。現在建物が建っている場合や農地以外の利用がされている場合のものについては今回の判断の対象から外しています。

また、根拠法令につきましては、お配りした資料の中に抜粋をつけております。こちらの「農地法の運用」を根拠法令といたしまして、非農地判断を行います。その中で「山林の様相を呈しているなど復元することが困難である場合」、これを山林の状態と判断しまして、「周囲の状況からみて復元しても継続して利用することが困難な場合」を原野の対象とあてはめることで判断をします。

実際非農地判断の流れですが、今年度につきましてはまず春先の5月に対象地区を湖陵町で行うことを決定し場所の確認をいたしました。夏に農地パトロールを実施し、その農地パトロールでさらに事務局が気づかないような箇所を見ていただき、9月に非農地とする対象農地の登記簿謄本や登記簿の要約書、公図を取得しました。秋に現地確認及び現地の撮影を行いまして資料をまとめ、12月に農地利用最適化推進委員さんが対象地の所有者の方に非農地判断を行う旨の説明のために歩かれました。資料の作成や所有者への説明が終了したことで今回の総会で非農地通知について審議をさせていただきたいと思っております。

「非農地判断の実施について」という資料をご覧ください。所有者の方へ通知を出す際に、この紙面を同封しようと考えております。12月のところで推進委員さんが所有者の方へ説明を行ってくださりましたが、基本的には対象地区の市内にお住まいの所有者さんにしか歩いていらっしゃるため、湖陵町外にお住まいの方や市外・県外にお住まいの方について非農地判断とはどういうものかという説明が必要ですので、この紙面を同封しようと考えています。こちらには非農地とすることで扱いがどのように変わるか、または非農地通知を用いて地目変更登記が可能であることを併せて記載をしております。

以上のことをふまえて議第131号、非農地通知について説明します。

今回非農地判断を行うのは湖陵町畑村地区・常楽寺地区・三部地区および二部地区になります。対象農地は田167筆、119,104.15㎡、畑138

筆、58,996㎡、計305筆、178,070.15㎡の農地及び6筆、1,165.2㎡の登記地目は非農地であるが現況農地として管理していた土地に対し非農地判断を行います。

各筆の詳細については議案の2ページから8ページの一覧表でご確認ください。一覧表の左側に「地図」の欄がございます。これは説明資料1ページからの付近案内図区域を示しております。また、右側の「写真」の欄は対応する写真の番号になります。説明資料9ページ以降に各筆の現況写真を載せておりますのでご確認ください。

対象農地は湖陵町江南地域の農地及び登記地目は「山林原野」の非農地でしたが農地台帳上で農地という扱いにしている農地になります。いずれも以前は農地として使用されていたようですが、現在は現況では山林及び原野化したものになります。

各農地を非農地とする根拠は一覧表の「左の根拠」欄に示しております。いずれも農地法第2条に規定する農地に該当しないものであると判断して、非農地通知の対象となるものと考えます。

なお、今総会にて非農地であると決定されますと、土地所有者に対し非農地通知を送付するとともに、県・法務局、市の税務担当部局等関係機関に対し非農地とした旨の通知を送付いたします。説明は以上です。

議 長 湖陵町は旧江南村と旧西浜村が合併してできた町です。その中の江南地域は畑村地区、常楽寺地区、三部地区、二部地区の4つに分けられます。畑村地区は東側が乙立町、南側が佐田町および多伎町の境界になるところと隣接になります。畑村地区は湖陵町においては一番の山間部です。常楽寺地区は畑村地区の真北に位置しており、畑村地区や三部地区、二部地区に近い地区です。こちらの地区もかなりの山間部です。三部地区は比較的平坦な場所ですが、常楽寺地区に近く、山間部の中に存在する農地が残っており今回の非農地判断に該当しております。二部地区は湖陵町内では西側に位置しております。多伎町との境界付近の農地が以前から荒廃地となっている状況です。

湖陵地区の農地利用最適化推進委員さんと農地を巡回しました。特に去年は春と夏にパトロールを実施しまして、再生困難である農地を非農地にしようということで取り組みました。

地元の推進委員さんには資料にありますように多数いらっしゃる所有者の方

に実際に会っていただいたり、事務局と共に現地へ赴いて写真が撮れる範囲は撮影して、現地に到達できないような場所もございましたので航空写真で見えていただいたりしました。委員の皆様のご意見を頂戴して非農地と判断したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それではこのことについて、ご意見、ご質問はございませんか。

持田委員 対象地の所有者の方も了解して非農地判断を実施されていると思いますが、地目変更登記されない場合はどうなるのでしょうか。

西村主事 基本的には地目変更登記をしていただきたいと思っております。非農地判断をした農地を全て行政側で地目変更登記ができればよかったです、そのような手続きができるようにはなっておりませんので、登記地目の変更については個々の所有者さんをお願いすることが現状となっております。登記をしないからといって罰則等があるわけではないので、登記されない方も出てくるのではと思います。ただ、後々「やっぱり非農地にしたい」ということで相談にいらっしゃると、また手続き等していただくことがあるかもしれない、というお話はするかもしれません。

持田委員 数カ月以内に登記をしなければならない、それを超えたらもう一度手続きが必要であるということでしょうか。

西村主事 そこまでではございません。例えば転用の場合ですと許可書に完了予定期日が記載されておりますので、いわゆる有効期限というものがございますが、非農地通知についてはあくまでその農地がどういう状態であるかを証明するような通知になりますので、現場が変わらない限りは特に有効期限はない、と事務局では判断しております。

持田委員 わかりました。ありがとうございます。

江角委員 確認ですが、今回の処理により対象地は農地台帳から消えるということになりますよね。この通知は税務課や法務局にも届くということで、税務課では税務課側で必要な処理が行われ、法務局だけ個人で手続きをするということですか。

ね。所有者の方の中には登記を行いたくない方もいるかと思われま。以前斐川地区で実施した際にもそのような方がいらっしゃいました。今回の非農地通知は写真などの資料が事務局側で用意ができるので、なるべく地目変更登記をした方がいい、ということをお農業委員や推進委員からアドバイスした方がいいかと思ひます。

議 長 ありがとうございます。この総会で承認していただければ所有者にその旨を伝えますが、おそらくいろいろと反響があろうかと思ひます。一番関心が高いのは登記の問題だと思われま。今は個人でも比較的容易に申請ができますのでそのようにご案内できればと考えています。

議 長 それでは、議第131号非農地通知について、承認される方の挙手を求めま。

議 長 挙手全員と認めま。
よって議第131号は承認いたします。
予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後3時00分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

常松事務局長、今岡次長、日野主任、西村主事、大野主事、林主事

農業振興課農地利用調整係

長島主任

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員